



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

□業務委託契約でも労働基準法の適用を受ける！？ □免許更新に行ってきました

□ドライバーの睡眠不足と会社の安全配慮義務 □顧問先紹介「株式会社システムフォレスト様」

Pickup Law News

業務委託契約でも労働基準法の適用を受ける！？

はじめに

当たり前のことですが、企業活動に人材は欠かせません。

一般的には、使用者が人材を登用しようとする場合、労働契約を締結し、人材を確保していきます。



この場合、当該人材は、労働者として、労働基準法や労働契約法をはじめとした労働法による保護を受けることとなります。

労働契約とは、労働者が労働に従事し、使用者が当該労働に対して報酬を支払うことを内容とする契約です。

一方で、このような労働法の適用を回避するため、業務委託契約という形で人材を登用するケースもあります。

業務委託契約

業務委託契約は、委託者がある特定の業務を委託し、これに対する対価として受託者に対して報酬を支払うことを内容とします。

業務委託契約は、その契約の具体的な内容によって、法律的には、請負契約（仕事の完成を目的とするもの）に位置付けられたり、委任契約や準委任契約（法律行為や事務の委託を目的

とするもの）に位置付けられたりします。

いずれにしても、労働契約ではなく、業務委託契約で人材を登用した場合には、労働者に該当しません。

なので、労働法の適用を受けず、例えば、就業時間や残業代といった問題や解雇できるかどうかという問題が生じませんし、使用者が雇用保険や社会保険などの加入をさせる必要もありません。

業務委託でも労働者扱い？

しかしながら、名目上、業務委託契約として人材を登用している場合であっても、委託者と受託者の実質的な関係を見ると、受託者が労働者にあたるか判断される場合には、当該受託者は労働者として保護されることとなります。



労働者にあたるかどうかは、主に、次のような要素が考慮されます。

- ①仕事の依頼、業務の指示等に対する諾否の自由の有無
- ②業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無
- ③勤務場所・時間についての指定・管理の有無
- ④労務提供の代替可能性の有無（受託者が再委託できるかなど）

- ⑤報酬の労働対償性（報酬が時間給で算定されているなど）
- ⑥事業者性の有無（機械や器具の所有や負担関係や報酬の額など）
- ⑦専属性の程度（受託者の委託者以外からの仕事の有無）
- ⑧公租公課の負担（源泉徴収や社会保険料の控除の有無）

契約の内容や実際の業務の状況について、上記の要素を総合考慮し、労働者性が認められる場合には、労働法の適用を受け、当該受託者は労働者として保護されることになります。

この場合、使用者にとっては、業務委託として人材を登用したのに、労働者性が認められ、業務時間に応じた追加の残業代支払いが生じたり、あるいは業務委託契約を解除しようとしたところ解雇権の濫用として契約解除（解雇）が認められなかったりなどの問題が生じるのです。

さいごに

使用者としては、入り口の業務委託契約の内容に問題がないかどうか、実際の業務遂行の場面において労働者性を肯定されるような運用をしていないかどうかなどの専門家による事前チェックを受けておく必要があります。

業務委託契約で人材登用をご検討中の方や労務管理でお困りごとがある経営者の方は、まずは当事務所までお気軽にご相談ください。



弁護士 桑原 淳

福岡県古賀市出身。民間企業の法務部に勤務した後、司法試験に合格し弁護士へ。民間企業勤務の経験を活かし、企業に対して実践的なサポートを行うことを心がけている。

Lawyer's Column 免許更新に行ってきました。

はじめに

弁護士の神田です。

先日、運転免許証の更新に行ってきました。

普段、交通事故被害者の方の代理人として、加害者の民事責任を追求することが多いのですが、今回の講習では、福岡県の交通事故の現状や、道路交通法の改正状況等について講習を受け、非常にためになったのでご報告いたします（以下の記述は、講習時に交付された資料や福岡県警のHPを参考にしています。）。

福岡県の交通事故の現状

（1）交通事故発生状況（平成29年）

まずは、福岡県内の交通事故発生状況ですが、発生件数・死者数・負傷者数ともに、前年比では減少しています。

しかし、負傷者数は全国2位、発生件数は全国3位、死者数は全国10位と、依然として、全国でも交通事故及び死傷者数が多い地域であるといえます。

	県内	前年比	全国順位	全国
発生件数	34,862	▲2,446	ワースト3位	472,165
死者数	139	▲4	ワースト10位	3,694
負傷者数	46,093	▲3,824	ワースト2位	580,847

（2）高齢者の交通事故の割合

次に、高齢者の死亡事故に関しては、10年前よりも減少しているとはいえ、死亡者に占める高齢者（65歳以上）の割合は増加しています。

	死傷者数	65歳以上	75歳以上	高齢者の占める割合
平成19年	199人	64人	65人	47.2%
平成29年	139人	80人	49人	57.6%
10年間の推移	▲60人	▲14	16人	

特に、歩行者の死傷者のうち、その7割以上は高齢者になっています。

	死者数	高齢者の死者数	高齢者の占める割合
歩行者	57人	42人	73.7%
歩行者以外	82人	38人	46.3%
合計	139人	80人	

この他にも、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故（コンビニ駐車場等）も増加傾向にあります。

これは福岡県に限ったものではありませんが、交通事故防止対策の一環として、国と企業が一体となって普及に取り組んでいる自動ブレーキ搭載車（セーフティ・サポートカー）の技術も向上しています。



例えば、自動ブレーキについても走行速度や車両と歩行者双方に反応するか否か等の技術に差があり、車線逸脱警報、先進ライト（ロー／ハイビームの自動切替え、ハイビームの照射範囲の限定等）の普及も進んでいます。

（3）飲酒運転事故発生状況

飲酒運転については、平成23年以降減少傾向

にあり、平成27、28年ともに増加に転じた後、平成29年については過去最低となっています。

	H25	H26	H27	H28	H29
発生件数	171	153	156	158	126
全国順位（ワースト）	9	11	8	8	11
死者数	3	4	2	6	0
負傷者数	254	220	245	214	174

近年の法律改正

近年、高齢運転者対策の推進を図るため、「臨時認知機能検査・臨時高齢者講習」が新設され、75歳以上の高齢者が、認知機能が低下した時に起こしやすい一定の違反行為をしたときは臨時の検査を受けなければならないという規定が整備されました。

その他にも、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習や運転免許の仮停止の対象範囲の拡大、一定の病気等に該当する運転者対策など、様々な法律改正が進められています。

おわりに

私が普段、道路交通法を調査する際は、主に過失割合の検討が目的です。



今回の講習に参加してみて、道路交通法の改正の詳細を知ることができました。

また、減少傾向にあるとはいえ、改めて、福岡県内の交通事故発生数の多さを痛感しました。

今回の講習は、自分の運転を見つめ直すとともに、最新の交通事故事情にも触れることができる良い機会でした。

睡眠不足は乗務禁止 -6月から義務化

昨年8月、鳴門市で高校生が乗っていたバスと大型トラックが衝突し、高校生ら16名が死傷するという事故が発生しました。

この事故の原因は、大型トラックを運転していたドライバーの居眠り運転でした。



居眠り運転に起因するこのような事故を抑止するため、バス、タクシー、トラック事業者に適用される「旅客自動車運送事業運輸規則」および「貨物自動車運送事業輸送安全規則」が改正され、平成30年6月1日に施行されました。

この改正により、事業者は睡眠不足のドライバーを乗務させてはならないとされたほか、点呼時にドライバーに報告を求めて睡眠不足の状態にないことを確認し、確認をしたことの記録を点呼簿に記載することが義務付けられました。

あなたの会社は大丈夫ですか？

今回の改正はバス、タクシー、トラック事業者を対象としたものですが、睡眠不足での乗務の問題はほかの業種の事業者にとっても他人事ではありません。

たとえば、労働者に営業車などを運転させて

いる場合です。

長時間労働により労働者が十分に睡眠をとることができず、そのことを会社が認識できたにもかかわらず適切な措置を怠り、居眠り運転による交通事故が発生すれば、**会社の安全配慮義務違反が認定され、多額の賠償を負う可能性が高い**と考えられます。



運転業務に従事させていなければ全くリスクがないかというと、そうではありません。

昨年2月、深夜勤務後の帰宅中にバイク事故で亡くなった会社員の遺族が会社に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁川崎支部は、事故の原因は居眠りだったとし、会社は公共交通機関を使うよう指示するなどして事故を避けるべきだったと指摘しました。

睡眠不足を招く長時間労働の是正を

このように、睡眠不足での乗務に対しては社会の厳しい目が向けられつつあります。

使用者としては、労働者が睡眠不足のときには車を運転させないよう最大限の注意を払うことはもちろん、長時間労働の是正や睡眠時間の管理に取り組むべきでしょう。

たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

・地下鉄七隈線天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）

『革新と、その先にある感動を創造します。』 -OPEN INNOVATION-



アカウントマネジメント本部
本部長正岡充暁様と弁護士壹岐

クライアントPR

株式会社システムフォレストは2004年に熊本県人吉市で設立されたITベンダー企業です。主な事業として、世界中の企業でイノベーションを巻き起こしている、クラウド型営業支援・顧客管理ツールである「Salesforce」の販売代理店として、クラウドサービスの導入支援や、それを活用した業績・生産性向上のためのコンサルティングを行い、導入顧客数も約500社となっています。

中でも2016年4月に発生した熊本地震により最も甚大な被害を受けた地域のひとつ熊本県西原村にて災害支援シ

ステムを数日間で構築し地域貢献の一環でご支援させて頂きました。

2015年3月には米国カリフォルニアのEvernote Corporationと全世界で2社目となる「Evernote Business」の販売代理店契約を締結しました。

当社の強みは、ただソフトを売って機能を説明するだけのベンダーとは一線を画し、コンサルティングとマーケティングに意識を向け、顧客の業務の効率化と生産性の向上まで見据えたコンサルティングを行っていることです。

お客様のビジネスの成功とその先にある感動を創造することを経営理念とし、より多くの地元企業にクラウドサービスを活用していただくことで、九州がどの地方よりも輝き、やがて日本社会全体が活気を取り戻していくための一翼を担うことを目指しています。

顧問先に聞く！～顧問契約をしてみても～

たくみ法律事務所との顧問契約に至った経緯はなんですか？

社内に法務担当がいなかったので、以前は東京の弁護士さんと顧問契約を結んで対応をお願いしていました。

ところが対応に時間がかかることが増えたので、距離が近く気軽に相談できる弁護士を探していました。

そんなとき、とある会合でたくみ法律事務所の宮田先生と弊社の代表が名刺交換をする機会で意気投合し、すぐに顧問契約に至りました。

顧問契約をどのように活用していただいていますか？

壹岐先生に担当弁護士になっただけ、日常的にアドバイスをいただいています。

お願いしている業務は、お客様やパートナーとの間で交わす契約書の作成やリーガルチェックが主です。

おかげ様で今までに裁判になるようなトラブルに発展したことはありません。

顧問契約を締結してよかったことをお聞かせください

とにかく対応が早く、明確な回答や見解をいただけるので、契約締結

までスムーズに進められることです。

ときには時間外や土日にご対応いただくこともあり、急ぎの場合には助かっています。

たくみ法律事務所は今後期待することはなんでしょうか？

現状のご対応に満足していただきますので、今のまま継続していただきたいと思います。

顧問契約を検討している企業へのメッセージをお願いします

「いつでも会えるアイドル」ではないですが、近くにいてすぐに相談できる弁護士の先生というのは安心できるものです。

しかも対応のスピードが早く、適切なアドバイスをいただけます。

今の顧問料で本当に大丈夫なのかと思うくらいのサービスの質です。

顧問契約を検討されている企業様には、壹岐先生が在籍されるたくみ法律事務所と契約していただければ悔はないということをお伝えたいです。

株式会社システムフォレスト
アカウントマネジメント本部

本部長 正岡 充暁